

青 整 企 第 1 7 1 号  
令 和 4 年 1 1 月 1 4 日

県 土 整 備 部 各 課 長  
各 地 域 県 民 局 地 域 整 備 部 長  
青 森 空 港 管 理 事 務 所 長  
八 戸 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長

} 殿

整 備 企 画 課 長  
(公印省略)

スライド条項適用上の留意点について(通知)

このことについて、令和4年10月28日付け事務連絡により企画部技術管理課長から通知がありましたので、お知らせします。

インフレスライドを適用する場合、賃金水準の変動時に限らず物価水準の変動等により残工事費の1%を超える場合は、契約後以降、請求日から残工期が2ヶ月以上あれば適用できることになっておりますので留意願います。

なお、各市町村に対しては参考通知を別途発出していることを申し添えます。

附則

「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」  
(平成26年2月14日付け青整企第278号)は廃止する。

担当 技術管理グループ 葛西 E-mail tomohiro_kasai@pref.aomori.lg.jp
--------------------------------------------------------------